

八 健 福 第 362 号  
平成 25 年 12 月 27 日

社会福祉法人八尾市社会福祉協議会  
会 長 中 西 勝 晴 様

八尾市長 田中 誠太



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成 25 年 12 月 27 日 から 平成 30 年 12 月 26 日 まで